

各種別毎の施設における資金等の取扱いの現状

社会福祉法人の事業展開等に関する検討会（第5回）

2019年11月29日

参考資料2

(注)○は使途に制限なし。△は限度額又は条件あり。×は不可。

		社会福祉事業区分(本部含む。)								公益事業区分への繰入	収益事業区分への繰入	法人外支出	
		人件費・事業費・管理費各科目間の流用	施設整備等の借入の償還	積立金の積立	同じ種別の社会福祉事業の拠点への繰入(※9)	異なる種別の社会福祉事業の拠点への繰入(※9)	同じ種別の社会福祉事業の拠点への貸付(※9)	異なる種別の社会福祉事業の拠点への貸付(※9)	法人本部への繰入				〔参考〕前期末支払資金残高の使用が認められる範囲
利用契約	介護老人福祉施設(介護報酬)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	経常活動収支差額が黒字かつ当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲(※8)												
利用契約	指定障害者支援施設(自立支援給付費)	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	×	×
	経常活動収支差額が黒字かつ当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲(※8)												
委託	保育所(委託費)	△ (※2【条件2】)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	×
			処遇改善等加算Ⅰ基礎分相当額を限度 保育所等(※3【条件3】)及び社会福祉施設等(※4【条件4】) 委託費の3か月分を限度 保育所等及び子育て支援事業(※4【条件4】)(※5)	・人件費積立金 ・修繕積立金 ・備品等購入積立金 (※2【条件2】) ・保育所施設・設備整備積立金 (※3【条件3】)(※7) 社会福祉施設等(※4【条件4】)(※7) 保育所等及び子育て支援事業(※4【条件4】)(※5)	運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度 (※4【条件4】)	運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度 (※4【条件4】)	(同年度内) やむを得ない場合	(同年度内) やむを得ない場合	運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度 (※4【条件4】)	①当該施設の運営費の補填 ②法人本部の運営費 ③社会福祉事業及び子育て支援事業 ④公益事業	運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度 (※4【条件4】)		
措置	措置施設(措置費)	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	×
			民改費加算相当額を限度 (※1【条件1】)	・人件費積立金 ・施設整備等積立金 (※1【条件1】)	運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度 (※1【条件1】)	運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度 (※1【条件1】)	(同年度内) (※1【条件1】)	(同年度内) (※1【条件1】)	運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度 (※1【条件1】)	①当該施設の運営費の補填 ②法人本部の運営費 ③社会福祉事業 ④公益事業	運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度 (※1【条件1】)		

(※1【条件1】) 適正な法人・施設運営の確保等、財務諸表の公開、第三者評価又は苦情解決の取組を実施
 (※2【条件2】) 基準遵守・適正な人件費運用・給食や日常生活・適切な児童の処遇及び役職員の資質の向上の取組を実施
 (※3【条件3】) 【条件2】の取組に加え、延長保育等の取組を実施
 (※4【条件4】) 【条件3】の取組に加え、財務諸表の公開、第三者評価又は苦情解決の取組を実施及び処遇改善等加算Ⅰ資金改善要件の充足
 (※5) 土地の取得に要する経費に係るものを含む。

(※6) 前年度措置費及び委託費収入の30%以下
 (※7) 借入償還と合わせて処遇改善等加算Ⅰ基礎分相当額を限度。【条件3】の取組に加え、【条件4】を満たす場合、施設・設備整備積立金に充てる限度なし。
 (※8) 居宅サービス等や、指定障害者支援施設等の事業への資金の繰入は、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲で可
 (※9) 介護報酬、自立支援給付費、保育所委託費、措置費の資金の範囲内・外によって区別している。
 (※10) 社会福祉事業と一体的に実施している公益事業は、社会福祉事業会計と一体的に会計処理を行うことが認められている。